令和８年度第１回東近江市上下水道事業審議会　次第

日　時　令和８年９月18日（金）午後２時から
場　所　東近江市水道事務所（２階会議室）

１　開　会

２　開会あいさつ

３　審議会委員の委嘱について

４　委員紹介

５　会長及び職務代理者の選任等について
・会長の選任
・職務代理者の指名

６　議　事
(1) 報告事項
①上下水道事業の概要について　【資料１】
②上下水道事業決算について
・令和７年度東近江市水道事業会計決算について　【資料２－１、資料２－２】
・令和７年度東近江市下水道事業会計決算について　【資料３－１、資料３－２】
③ 下水道使用料改定について
・これまでの経過及び進捗状況について
(2)審議事項
・下水道事業経営戦略の見直しについて　【資料４－１、資料４－２、資料４－３】
・水道メーターの隔月検針・隔月請求について　【資料５－１、資料５－２、資料５－３】

７　その他

８　閉　会

・配布資料
【資料　１　】上下水道事業の概要について
【資料２－１】令和７年度水道事業会計決算書
【資料２－２】令和７年度水道事業会計決算概要
【資料３－１】令和７年度下水道事業会計決算書
【資料３－２】令和７年度下水道事業会計決算概要
【資料４－１】下水道事業経営戦略概要版（時点版）
【資料４－２】下水道事業経営戦略の見直しについて
【資料４－３】経費回収率の向上に向けたロードマップ案
【資料５－１】水道メーターの隔月検針・隔月請求について
【資料５－２】年間経費比較表
【資料５－３】県内の水道検針・請求状況

東近江市上下水道事業審議会条例（抜粋）

（趣旨）

第１条　この条例は、東近江市上下水道事業審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、東近江市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第３条　審議会は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、東近江市上下水道事業に関する重要な事項について総合的に調査及び審議するものとする。

（組織）

第４条　審議会は、委員10人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 上下水道の利用者

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任を妨げない。

（会長）

第６条　審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第７条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、水道部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。